

# 検討事項に係る 第1回検討会までの議論等 （資料1～3関係）

# 令和7年度の利用可能時間

## 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

### V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ 利用者の利用可能枠
- 本検討会においては、複数の構成員から、こどもの慣れや育ちの観点から月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか、保育所の定員には空きが生じている地域もあるので自治体によって月当たりの利用時間を増やすことができるようにすべきではないか、との意見があった。一方、「月 10 時間」とする現案をもとに本格実施に向けて検証を重ねた上で、今後のより適した制度づくりを目指すことが望ましいのではないか、利用を希望する者だけが利用するという制度ではなく、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない全てのこどもに保障する制度であるということを考えると、まずは対象となる全てのこどもが利用できる仕組みとすることが最優先事項である、との意見もあった。
- こうした意見を踏まえると、全ての保育所等に通っていないこどもが利用できることを目的とする本制度の基本的考え方に照らして、どのようなことが可能なのか、全国的な給付制度とする中で自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて検討が深められるべきである。

## 令和6年国会審議での指摘事項

- 利用時間について「月10時間」を上限としているが、市町村の実情に応じて、利用可能枠を柔軟に設定できるようにすべきではないか。
- 「月10時間」でこどもの育ちを保證できるのか。
- 利用時間を増やすべきではないか。

## 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度の試行的事業における「月10時間」の上限時間は、今後本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
  - ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
  - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されることといった考え方も踏まえ設定したもの。
- こども誰でも通園制度の上限時間は、今年度から「月10時間」を上限として実施している試行的事業の状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から今後検討。
- 市区町村が利用可能枠を柔軟に設定することについては、昨年開催した「こども誰でも通園制度に関する検討会」において、
  - ・ 自治体によっては定員に空きが生じている地域では上限を増やしてもよいのではないかと意見がある一方で、
  - ・ 全国の自治体において対象となる全てのこどもが利用できる制度とするため、全国で実施することが可能な上限設定とすることが、最優先ではないかと意見もあり、こども誰でも通園制度は、全国の市区町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねる。

## 第1回検討会での主なご意見

- 試行自治体の市長とお会いしたときに、1か月上限10時間の利用可能枠について、実情に応じて再検討する必要があるという生の声を伺った。
- こどもたちの発達並びに親御さんの悩みや不安を解消するために、10時間は少し少ないと考えている。
- 全体的に登録人数、利用人数は増加しているが、支援が必要な家庭の利用が少ない状況にあり、やはり月10時間の上限がネックになっているのではないか。
- 議論が行きすぎると、これは誰でも通園制度ではあるんですけど、「いつでも どこでも どれだけでも通園制度」ではないので、ある程度現場の実情を元に決める必要がある。

# 人員配置・設備運営基準等

### 令和6年国会審議での指摘事項

#### 【事業の主体について】

- 施設数が足りないことが考えられ、体制整備のために、企業、認可外保育施設、NPOなどにも参画してもらう必要があるのではないかと。
- 安易な事業者が参入できるようにするのではなく、体制が整ったところだけが実施できるようにすべきではないかと。
- 認可外保育施設の指導監督基準を満たさない認可外保育施設は対象外とすべきではないかと。

### 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提であり、保育の質の確保の観点から、実施主体である市町村による認可の下、受け入れ体制が整っている施設において実施することを予定。
- 株式会社やNPO法人が設置する施設、認可外保育施設においても、当該認可基準を満たしている場合には、実施を可能とすることを考えている。
- その際、
  - ・ 仮に認可外保育施設においても、こども誰でも通園制度の基準を満たすような場合には、実施が可能であるものの、
  - ・ 指導監督等を行ってもなお、認可外保育施設 指導監督基準を満たさないような認可外保育施設は、こどもの安全の確保の観点から適切ではないと考えており、ご指摘のような施設については、対象外とすることを念頭に置きながら、検討。
- 制度の本格実施の際の認可基準については、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、こどもにとって安全・安心な制度となるよう検討を深める。

### こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について抜粋

＜今後の留意点や検討事項＞

- 保育所、家庭的保育事業、幼稚園をはじめとした様々な事業者が参画しそれぞれの特性を發揮できるような形とし、そのために必要な人件費等の補助をしっかりと講じるとともに、実施を希望する事業者が基準を満たしている場合には実施できるような仕組みとすべき

## 主な検討事項②：対象となるこども（年齢）

### 令和5年度検討会中間とりまとめ（抜粋）

- ・ 利用対象者について、①こどもの虐待死の約半数は0歳児であることを踏まえ、0歳6か月までのこどもも利用できるような制度設計とすべき、②虐待死は0日・0か月児が多く、虐待死を防ぐためには出産前と出産直後から支援がセットで実施されることが必須であり、この点は伴走型相談支援事業等による面談があること、安全配慮上の課題等を考慮して検討すべきであり、こども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であること、初めて作られる制度であるということ、乳児院等が担っている中でかえってこどもを傷つけるようなことはあってはならないことといったことを踏まえ、0歳6か月までの子どもの受け入れについては慎重に考えるべき。

### 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- 定期利用においては、継続した利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れ、次第に保育者とこどもの関係が構築されることが考えられる。また保護者との関係構築においても、継続した関わりを行うことにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられる。さらに、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者確保がしやすい状況になると言える。  
一方、自由利用においては、こどもの状況や保護者のニーズに合わせることによる柔軟な対応が可能となる。
- こども誰でも通園制度の利用に当たっては、例えば、
  - ・ こどもが慣れたり、こどもに合う事業所を見つけるまでの間は、自由利用の形で複数の事業所を利用しながら、少しずつ定期利用する事業所を決めていく方法や、
  - ・ 定期利用する事業者を2, 3か所決めて利用する方法
 等、こどもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。
- 地域によっても様々な状況があると考えられるため、自治体や事業者において利用方法を選択したり、組み合わせる実施するかなどが可能となる仕組みづくりが必要である。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

### 令和6年国会審議での指摘事項

#### 【利用方式について】

- 自由利用方式では、保育所を転々とすることも可能となるが、それでは一時預かり事業と同じではないか。
- 「全てのこどもの育ちを応援すること」を目的としているのに対し、自由利用方式では、その目的の達成ができるのか。
- 定期的な利用・特定施設の利用を基本とすべきではないか。

### 政府の説明概要

- 自由利用方式については、「施設の質や受入れ側の保育士の負担にも相当配慮が必要」といったご懸念があることも理解できる一方で、
  - ・ こどもの状況に合わせて柔軟に利用できる
  - ・ こどもに合った施設で、多くの保育士やこどもと触れ合うことができるといった特徴もある。
- 定期利用については、
  - ・ こどもにとって慣れた職員と継続的なかかわりを持つことができるほか、
  - ・ 事業者にとっても利用の見通しが立てやすいといった特徴がある一方、
  - ・ 事業所が合わないと感じた時でも、他の事業所を途中利用しづらいといった点もある。
- こども誰でも通園制度の検討会の中でも、定期利用と自由利用の両方を自治体で実施していただけるような仕組みが必要であるとのご意見もあった。
- こども誰でも通園の制度設計に当たっては、どちらであっても、こどもが安心して利用できるよう、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、初回の面談を行ったり、「親子通園」を可能とするほか、国が構築するシステムを活用し、こどもについて理解するための情報の共有ができるようする。  
また、こどもが慣れるまでの間は、複数の事業所を利用しながら、少しずつ事業所を決めていくなど、こどもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。  
併せて、地域によっても、様々な状況があることを踏まえると、自治体や事業者において実施方法を選択したり、組み合わせて実施することなどを可能となる仕組みづくりが必要である。  
(参考) 事業者の判断で、定期利用方式だけを実施するなどとすることも可能とする予定。

### 第1回検討会での主なご意見

- 利用した保護者の意見からは、月水金などの隔日の利用ではこどもが園に慣れないため、火水木などの連続利用に変更したいという方もおり、園に慣れるには連続利用が望ましいことが分かった。こどもの育ちを応援するという観点からも、最低でも週に2回程度の連続利用ができる可能枠が必要ではないかなと考えている。  
また、定期利用の場合には、毎週何曜日と何曜日というような利用が想定されると思われる。月単位というよりも、週単位での利用枠を基本に考えてはどうか。
- 定期利用と自由利用については沢山の議論があったが、定期利用を中心としつつも、もし拠点が併設されていれば、日常的に利用されている方もかなりいらっしゃると思われるため、状況別に整理をして定期利用と自由利用の可能性を広げていくというのが大事だと思う。

## 主な検討事項⑤：従事者を居宅に派遣することについて

### 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援として既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要である。

### 令和6年国会審議での指摘事項

#### 【障害児・医療的ケア児の受け入れについて】

- こども誰でも通園制度において、重い障害のあるこどもたちも対象として、訪問型での支援をしていくべきではないか。

### 政府の説明概要

- 外出することが難しい重い障害のあるこどもがいることも考慮しながら、こども誰でも通園制度における提供体制を検討する必要があると考えており、こうした中、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、
  - ・ 「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」などといった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、
  - ・ 障害のあるこどもに対する支援として、既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係を、どのように整理するかといった論点について、検討。

### 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- 試行的事業における人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする。

#### 現行の一時預かり事業の基準

- ①一般型においては、
  - ☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1 / 2以上。
  - ☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
  - ☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
  - ☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。
- ②余裕活用型においては、
  - ☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
  - ☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

#### V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置
- 試行的事業においては、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしている。本検討会においては、専任の保育士を配置し、かつ勤務経験のある保育士の配置が望ましいとの意見があり、令和5年度のモデル事業や試行的事業の実施状況などを踏まえながら、人員配置について更に検討が必要である。
- 本検討会においては、保育士等、本事業に従事する者に対する研修の必要性について意見があった。既存の子育て支援員研修における「基本研修」+「地域保育コース」や、家庭的保育者等研修における「基礎研修」などの研修受講なども効果的であるが、本事業実施に際してどのような専門性が必要なのか、更に検討が必要。

### 第1回検討会での主なご意見

- 職員の人材確保と配置基準について、有資格者の確保が難しいということでもありますので、みなし保育士、それから、保育補助者の存在が重要ではないか。
- 安心・安全を前提の下に行っていただきたい。配置される職員については、0、1、2歳の発達の特性や見識を有した上で、十分な保育の経験を持つ保育者、それと、補助的な役割を担う方の両方が必要ではないか。

### 令和6年国会審議での指摘事項

#### 【人員配置基準について】

- こども誰でも通園制度の実施に当たって、家庭的保育者や保育補助者の制度も本格的に導入すべきではないか。
- 人員配置基準について、試行的事業では一時預かり事業と同様としているが、保育の質が確保できるようなものとするべきはないか。
- 一時預かり事業よりも配置基準を後退させることはなく、むしろ、全員保育士を配置すべきではないか。
- 余裕活用型の場合は、職員を増やさなくて良いということか。

### 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度の人員配置基準については、今年度の試行的事業において、一時預かり事業と同様の基準で行うこととしており、その上で、制度の本格実施に向けては、その人員配置基準について、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、保育士以外の人材の活用も含め、こどもの安全や保育の質の確保にも十分に配慮しつつ、更なる検討を行う。
- こども誰でも通園制度の基準を検討するにあたっては、
  - ・ こども誰でも通園制度が、保育の必要性があるこどもを対象にする保育所等とは異なるものであること、
  - ・ 一時預かりでは、2分の1以上を保育士とする基準としていること、などを踏まえながら、検討する必要がある。
- 一方、保育所等における定員の範囲内でこどもを受け入れる場合には、定員に応じた配置基準上の保育士が配置されていれば、追加の保育士の確保は不要となる。

# 安定的な運営の確保

## 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

### V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ 高リスク家庭の利用における支援
- 試行的事業においては、低所得者世帯や、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯等の保護者負担額を補助することとしているが、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。
- ・ キャンセル料の取扱い
- 試行的事業においては、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したもののみならずこととしているが、利用キャンセルの取り扱いについては、きょうだい・多胎児の利用などの場合に特に留意が必要であるため、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。

## 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

### V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ 高リスク家庭の利用における支援
- 試行的事業においては、低所得者世帯や、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯等の保護者負担額を補助することとしているが、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。

## 令和6年国会審議での指摘事項

### 【単価について】

- こども誰でも通園制度を運営できるよう、職員の賃金・労働条件を確保するための財政支援が必要ではないか。

## 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度は、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度とすることから、基本的には、公定価格の考え方を前提に、実績に応じた支払いすることを想定。そうした前提のもと、試行的事業においては、安定的な運営が可能となるよう、国庫補助基準上、こども一人1時間当たり850円という単価設定。これに加えて、事業所においては、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収して、事業を運営していただく。  
その上で、令和8年度からの給付化後の具体的な単価については、試行的事業の状況などを踏まえて、こども誰でも通園制度を実施する事業者が、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう検討。

## 令和6年7月5日千葉県訪問時の岸田内閣総理大臣発言

- 今年度から実施している試行的事業では、障害のあるお子様を受け入れる場合の補助単価、加算しているところですが、こども誰でも通園制度が全ての子供の育ちを支援する仕組みであることを踏まえて、虐待が疑われるなど、要支援の御家庭のお子様、あるいは医療的ケアが必要なお子様にも広く利用いただけるよう、新たに2点、見直しをしたいと思います。まず1点目は、虐待が疑われるなど、要支援家庭のお子様を受け入れる場合についても、補助単価の加算措置、これを創設いたします。そしてもう1点は医療的ケアが必要なお子様のように、外出が困難なお子様を受け入れる場合について、居宅への訪問も想定して、補助単価を大幅に引き上げる加算措置、これも創設したいと思います。

## 第1回検討会での主なご意見

- 1時間850円では、利用者人数で考えると人件費にも満たず、安定した運営のため、利用時間数にかかる給付のみではなく、運営に対する基礎分の給付を検討してはどうか。
- 事業者からは、利用者がいない場合の運営コストの負担や、人件費の補助額、1時間850円などの点から、採算面に不安があるなど消極的な声が多く、応募が無かった。
- 単純に単価を上げていただきたい。保育の質を維持するためにも、単価の見直しを継続議論する場を設けていただきたい。
- 制度が不人気であるが、不人気の原因は補助額の低さにあると思う。あの金額を見て、これすごいなと思ってやりたいと思っても、足踏みしてしまう施設もかなりあると聞く。